

(平成27年6月23日理事会承認)

平成27年度の取組計画

1 市町村への委託契約

4月1日に41市町村と委託契約

(35市町村+6協議会(日置, 垂水, 南大隅, 志布志, 大崎, 宇検))

2 公募及び利用権設定の状況

(単位: ha, 人)

公募期	公募期間	貸付始	借受希望		利用権設定実績		
			①希望者数	面積	面積	貸出者数	借受者数
第1回	2/1~3/10	6/1	416(297)	2,413	127.3	301	177
第2回	6/1~7/10	10/1					
第3回	10/1~11/10	2/1					

①の希望者数のうち、()は純増分(新たな希望者)

<1期の内容> ()の数值は面積(ha)

1 利用権設定のあった市町村数: 14か所(うち初めての取組: 3か所)

2 集積面積の多い市町村 大崎町(54.9), 南九州市(22.9), 志布志市(17.7)

3 平成27年度の主な推進方策

(1) 市町村等への理解促進のための推進活動

- ・ ブロック別の説明会の開催(4/14~, 県下7か所)
- ・ 推進キャラバン(5/29, 6/1, 3)~H26に取組が弱い市町村を中心に実施
- ・ 市町村等担当者を参集した中間検討会や事業推進員研修会の開催(予定)
- ・ 市町村への巡回指導活動(随時)

(2) 農業者等への継続した啓発活動

- ・ 啓発資料の作成
- ・ 啓発の仕方の工夫(既に取り組んだ市町村や地区の取組方法を他地区へ紹介, 農業法人への啓発強化など)

(3) モデル地区, 重点地区を中心とした重点推進活動

- ・ 市町村が設定した地区をはじめ, 基盤整備実施(予定)地区等を中心に推進活動
- ・ 一歩踏み込んだ推進活動の展開
(地域集積協力金に取り組む可能な地域へ, 具体的な進め方等を地域で検討)

(4) 農業関係機関・団体との連携強化

- ・ 土改連, 地区の土地改良区およびJ A関係との連携

(5) 推進体制の強化

- ・ 公社における職員の増と地域事業推進員の配置
- ・ 市町村における事業推進員の設置
(H26: 9人/8市町村→41人/29市町村)
- ・ 市町村事業推進員の活動を活発にするための取組(研修会, 情報提供等)

(6) 目標の明確化と進行管理

- ・ 市町村ごとの目標値の設定(県で指示)
- ・ 県地域振興局・支庁が進捗状況の管理(公社としても定期的な検討会への参加により的確な助言・支援方法等を提示)

(7) 事務の効率化, 簡素化

- ・ 農業者, 市町村の申請に係る事務の簡素化
- ・ 公社, 県間の効率の良い事務処理
- ・ 効率の良い賃借料の徴収, 支払い事務の検討

4 今年度申請に向けた各地域の具体的な取組

(1) 基盤整備実施（予定）地区への推進

地域集積協力金の交付を見据えて実施（予定）地区に重点推進
→ 交付金の使途として地元負担金の充当などを提案
各地区土地改良区への協力を依頼

〔 出水市東千拓，始良市木田，日置市吉利，吹上，鹿屋市輝北，吾平，曾於市空比野，梶ヶ野，南種子町河内浦地区 など 〕

(2) 集落営農等地域の営農組織が基本となり農地を集積

〔 南九州市川辺古殿，さつま町あながわ，和泊町仁志 など 〕

(3) 担い手等が高齢農家等へ事業啓発を行い農地を集積

経営者クラブや農業法人協会等において，事業推進を継続して実施

〔 ・大崎町では，Ⅰ期：54.9ha，Ⅱ期（予定）：約70haを新たに利用権設定。
（経営転換協力金や耕作者集積協力金の交付対象者等へ啓発）
・南九州市では，機構集積協力金の交付に関係なく農業法人が利用権の載せ替え 〕

(4) 農業委員会が積極的に事業を推進

〔 ・屋久島町では，各農業委員が各自の担当区域の農地を色分けするなどし事業の活用を推進
・西之表市では，相続未登記ではあるが事業実施が可能な農地に対して，農業者の相關図の作成などを農業委員が手助けし，集積する。 〕

(5) 糖業会社が，原料の安定的確保を目的に担い手等への農地集積を推進

〔 ・徳之島南西糖業は，農業法人を立ち上げ白らさとうきび生産する農地を集約するとともに，担い手への集積も推進。 〕